

京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 99 号

京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部を改正する規則

京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「区民部市民税課管理係長」を「区民部市民税課市民税係長」に、「同部課税課管理係長」を「同部課税課市民税係長」に、「管理係長」を「市民税係長」に改め、同条第3項中「管理係長」を「市民税係長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(会計室)